

栃木県公共調達を通じた行政施策の推進に係る実施要領

(目的等)

第1条 この要領は、栃木県の公共調達（栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）の適用を受ける建設工事及び建設工事関連業務委託に係るものを除く。）の運用を通じて、国及び県の行政施策を推進することを目的とする。この目的を達成するため、事業者に対して行政施策への取組の協力を求めていくとともに、当該行政施策に取り組んでいる事業者について、公共調達への参加機会の拡大を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達

県を当事者の一方とする契約で、県以外の者が行う製造の請負、物品等の納入及び役務の提供（建設工事及び建設工事関連業務委託に係るものを除く。）に対し、県が対価の支払いをすべきものをいう。

(2) 行政施策取組項目一覧表

国及び栃木県が推進する行政施策をまとめた一覧表をいう。

(3) 行政施策取組事業者名簿

行政施策取組項目一覧表に掲げる施策に取り組んでいる競争入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）及び取組項目を掲載した名簿をいう。

(4) 電子申請

県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。

(適用関係)

第3条 この要領が適用される公共調達は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、十分な競争性が確保できないとき、又はその種類又は性質により適用することが適当でないと認められるときは、適用しないことができる。

(1) 指名競争入札（財務規則第163条に定める特定調達契約を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づく少額随意契約（オープンカウンターによる調達、財務規則第161条第1項ただし書きに該当する調達及び見積合わせを省略できる調達を除く。）

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、要領の目的を踏まえた評価項目（価格以外の条件）の設定に配慮するものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価指名競争入札

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約（プロポーザル方式に限る。）

(行政施策取組項目一覧表の作成等)

第4条 会計管理課長は、行政施策取組項目一覧表を作成したときは、幹事課長を経て各課長及び公所の長に通知するとともに、有資格者に周知するものとする。

2 関係課長は、前項の行政施策取組項目一覧表に国及び栃木県が推進する行政施策への取組（以下「取組項目」という。）を追加又は削除することが必要となったときは、様式第1号により幹事課長を経て会計管理課長に協議するものとする。

3 会計管理課長は、前項の協議内容が適当と認められる場合は、行政施策取組項目一覧表に追加又は削除を行うとともに、様式第2号により幹事課長を経て関係課長に通知するものとする。

（行政施策取組事業者名簿への登載申請）

第5条 有資格者は、電子申請を使用して現に取り組んでいる取組項目について、登載の申請をするものとする。

2 登載の申請は、競争入札に参加する資格の申請時（更新申請を含む。）に併せて行うほか、随時行うことができるものとする。

3 登載の申請に当たっては、必要に応じて当該取組を証する書類を添付するものとする。

（行政施策取組事業者名簿への登載等）

第6条 会計管理課長は、前条の申請について審査を行い、当該申請が適正と認められるときは、行政施策取組事業者名簿に必要事項を登載するとともに、当該名簿を各課長及び公所の長に提供するものとする。

2 行政施策取組事業者名簿に登載された事項の有効期限は、競争入札に参加する資格の有効期限と同一とする。

（行政施策取組事業者名簿からの削除）

第7条 行政施策取組事業者名簿に登載された有資格者が、取組項目の取組を中止するときは、電子申請により届け出なければならない。

2 会計管理課長は、前項の申請があったときは、中止する取組項目等を行政施策取組事業者名簿から削除するものとする。

3 会計管理課長は、前項により行政施策取組事業者名簿から削除したときは、当該名簿を各課長及び公所の長に提供するものとする。

（優先指名又は選定の方法）

第8条 課長及び公所の長は、第3条第1項の調達を行うに当たっては、行政施策取組事業者名簿に登載された者の中から、次の各号に掲げる方法により、指名又は選定するものとする。

（1）第3条第1項第1号の調達を行うに当たっては、財務規則第158条第1項の規定により指名する者の2分の1以上を行政施策取組事業者名簿に登載された者から指名する。

（2）第3条第1項第2号の調達を行うに当たっては、行政施策取組事業者名簿に登載された者から1者以上選定する。

(その他)

第9条 この要領に定めがない事項は、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）の規定による。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

ただし、第3条及び第8条に係る規定は、令和9年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

会計管理課長 様

課 長

行政施策推進のための取組項目の追加（削除）について（協議）

公共調達を通じた行政施策の推進に係る実施要領第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記取組の行政施策項目一覧表への追加（削除）について協議します。

記

追加 削除 の別	取組 項目	取組の根拠	取組内容	取組確認 方法※	登録者数	備考

※取組の確認は国や本県のホームページ等で確認できることが望ましい。

第 号
年 月 日

課 長 様

会計管理課長

行政施策推進のための取組項目の追加（削除）について（通知）

公共調達を通じた行政施策の推進に係る実施要領第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記取組を行政施策項目一覧表に追加（削除）しましたので通知します。

記

追加 削除 の別	取組 項目	取組の根拠	取組内容	取組確認 方法	備考